資料７

税関 Japan Customs

経済連携協定

（Economic Partnership Agreement）

の利活用推進について

2025年3月19日

財務省関税局経済連携室

EPA利用推進に係る有識者勉強会　報告書

○ RCEP発効後、我が国貿易総額に占めるEPA発効済の国・地域との貿易額の割合が約８割となり、EPA利用の更なる拡大が見込まれる。一方、メリットの不明瞭さや専門家の不足等の理由から、特に輸出において、国内企業が積極的なEPA利用に踏み切れない実態もあることがアンケート等で指摘されている。
○ 国内企業、特に中小企業のEPA利用を推進するための課題と対応策を検討する目的で、有識者勉強会を昨年6月に立ち上げ。本年1月に、勉強会は議論内容を報告書として公表。
https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa/epa.html

プレナリー（全体会議）

【役割】　課題整理、論点提示、報告書の取りまとめ・公表
【参加者】有識者及び関税局課室
有識者：輸出入事業者、通関業者、弁護士、学識経験者
関税局：国際担当審議官、経済連携室、業務課、原産地規則室等

ワーキンググループ

【役割】　個別論点の深堀り、解決策等の提案、新たな課題の提示
【参加者】各WGの分野と関連が深い有識者及び関税局課室

【事業者課題WG】リード：清水一委員（アイシン）
-経営戦略上のEPA活用や関税マネジメントの重要性を事業経営者の認識につなげる効果的な手段を明確化

【民間専門家課題WG】リード：田中雄作委員（旭化成）
-通関士（通関業者）を含め民間に一定程度存在している民間専門家の能力を如何に育成・活用するか等を検討

報告書概要

○ 世界の貿易環境が大きく変わる中、企業は適切な事業戦略立案を行うために、関税ルールの変化を把握やEPAの戦略的価値の認識・理解が重要。
○ しかし専門人材を、特に中小企業が内部で育成することは、容易ではなく、外部の関税の民間専門家が必要。
○ 関税ルールの専門家である通関士向けに「EPA関税認定アドバイザー（仮称）」養成講座及び認定制度の創設を提言（日本通関業連合会が実施主体と想定）。
○ EPA関税認定アドバイザーは、全国の身近な専門家としてEPA特恵関税等に係るアドバイス（関税分類特定支援、事後確認支援、原産地判定支援等）を日々提供し、日本の中小企業を含めた輸出拡大等に貢献することが期待される。
○ 日本税関によるEPA利用支援として、EPA関税認定アドバイザーや関連機関等との連携や後方支援、諸外国税関との連携も重要と指摘。

EPA利用に係るアンケート結果（2024年１月　日本関税協会実施）

○利用中のEPAについての困り事

現在利用しているEPAで困っている項目（輸入）

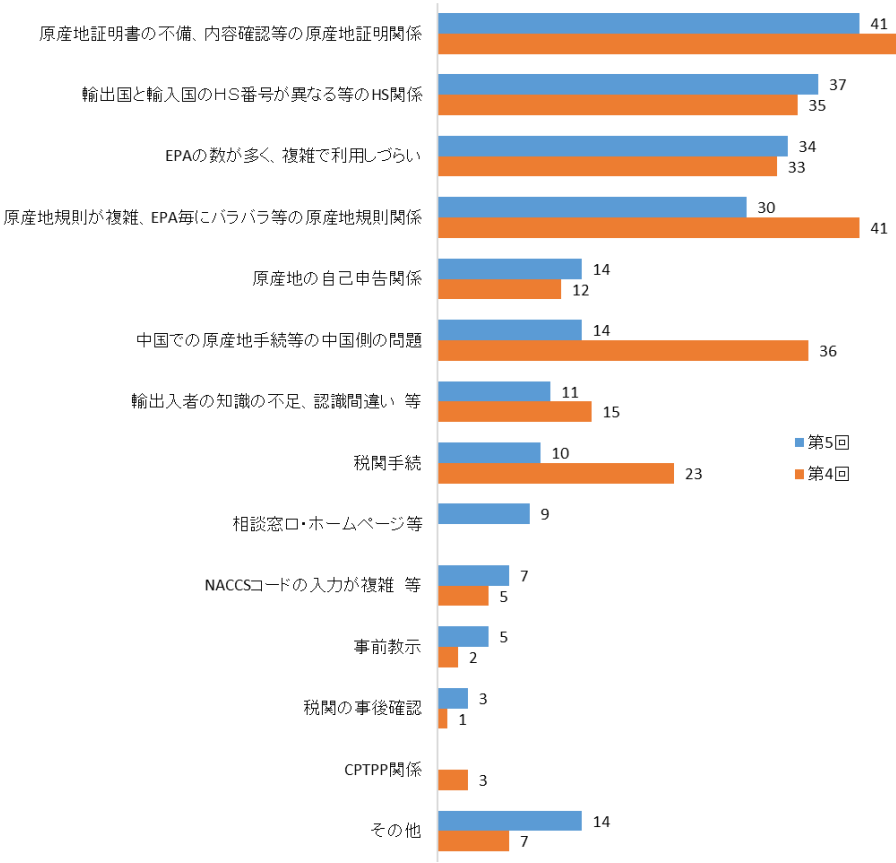

現在利用しているEPAで困っている項目（輸出）

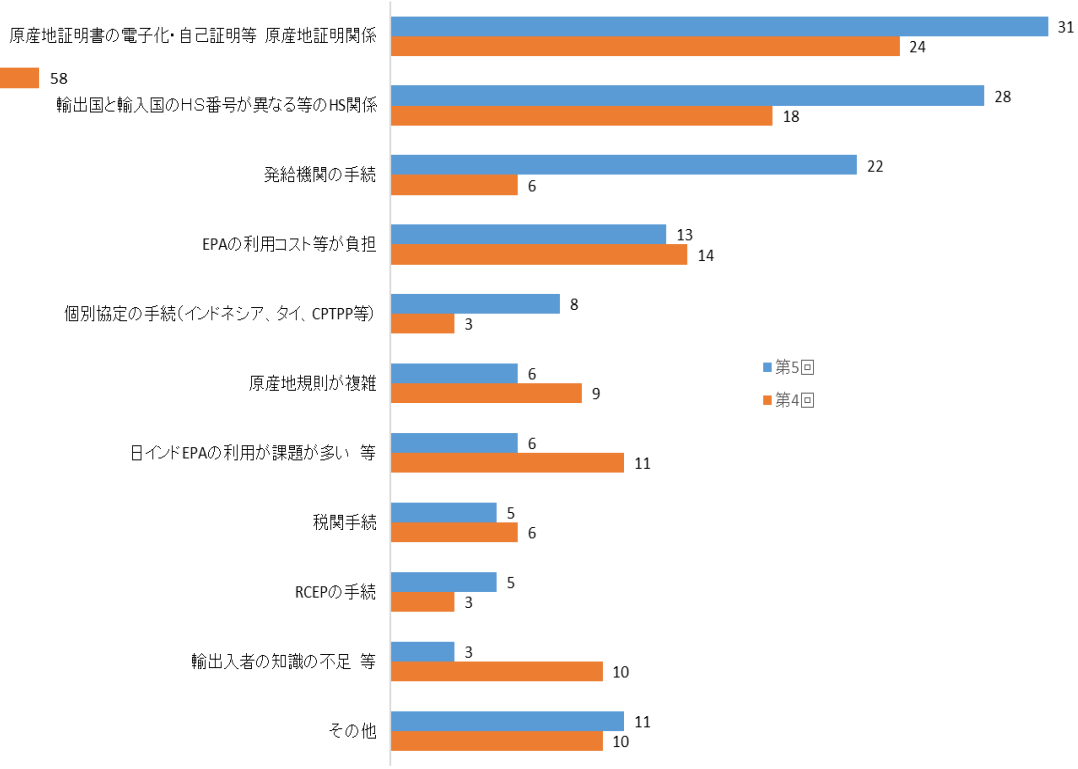

（注）各項目については、アンケートに自由記述で寄せられた意見を日本関税協会の見解によって項目立てしたもの。

EPA利用に係るアンケート結果（2024年１月　日本関税協会実施）

○EPA利用に関する事務の体制

EPA利用者に関する事務の体制

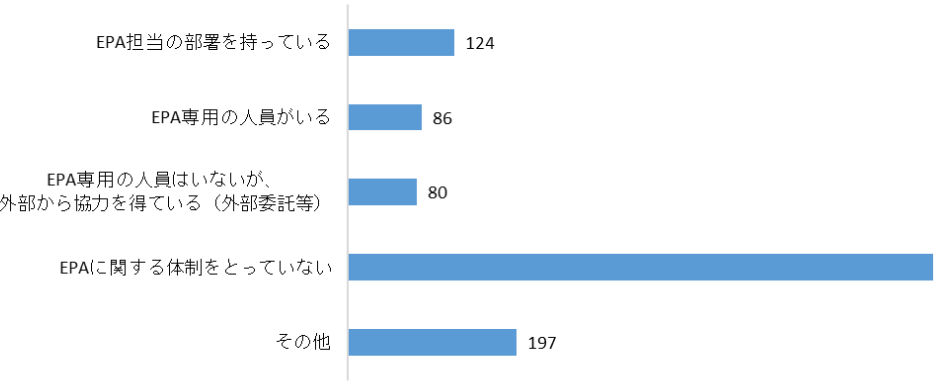

業種ごとのEPA人員体制

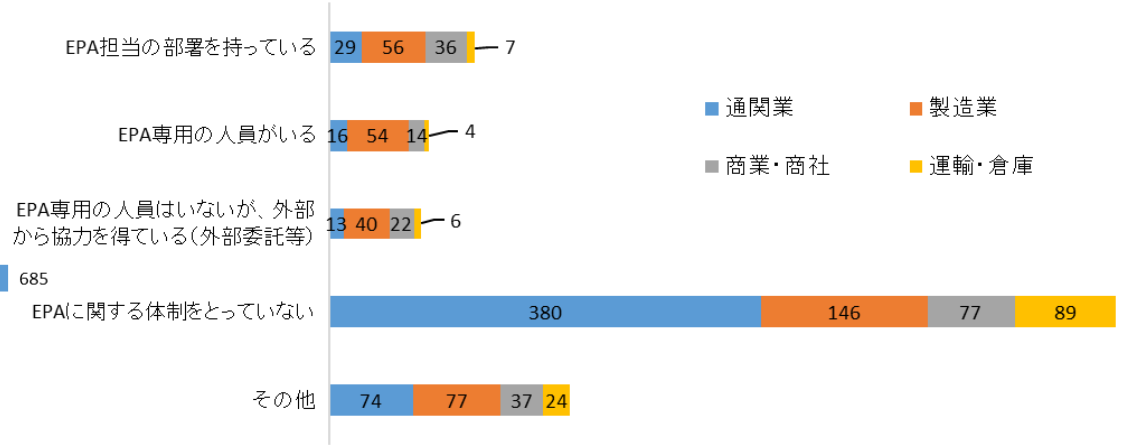

資本金区分ごとのEPA人員体制（表）

資本金	EPA担当の部署を持っている	EPA専用の人員がいる	外部から協力を得ている（外部委託）	EPAに関する体制をとっていない	その他	資本金区分内小計
3億円以上	76 (14.5%)	52 (9.9%)	39 (7.4%)	256 (48.9%)	101 (19.3%)	524 (100%)
1億円以上 ～ 3億円未満	22 (10.6%)	17 (8.2%)	11 (5.3%)	129 (62.0%)	29 (13.9%)	208 (100%)
5,000万円以上 ～ 1億円未満	12 (5.8%)	9 (4.3%)	12 (5.8%)	136 (65.7%)	38 (18.4%)	207 (100%)
5000万円未満	14 (6.3%)	8 (3.6%)	18 (8.1%)	156 (70.3%)	26 (11.7%)	222 (100%)
その他	0	0	0	8 (72.7%)	3 (27.3%)	11 (100%)
全体	124 (10.6%)	86 (7.3%)	80 (6.8%)	685 (58.4%)	197 (16.8%)	1,172 (100%)

EPA勉強会　報告書別添８「通関業者に対する経済連携協定（EPA）関連業務に係るアンケート」（日本関税協会実施）

○EPA相談等関連業務の有無

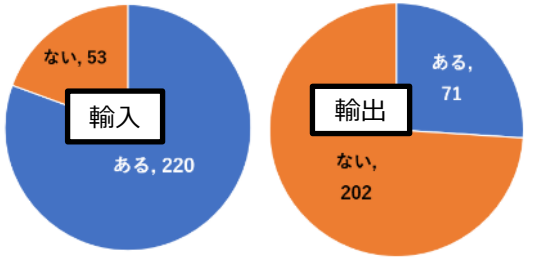

通関業者の大半は、輸入のEPA業務経験があるが、輸出は約24%のみEPA業務経験あり

○EPA関連業務を通関依頼に含む取扱いとしたか

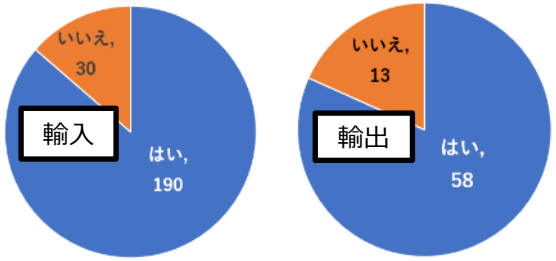

大半の通関業者は、輸出入ともにEPA関連業務を通関依頼に含み無償対応している。（なお、輸出の方が有償割合が若干高い）

○輸出貨物のEPA相談等関連業務に係る事項

相談内容は一般的事項から高い専門的知識が必要な事項まで広範囲にわたる。輸出のEPA関連業務においても、通関業者の知見が活かされる余地が大きいと推測。

○通関業者によるEPA輸出相談の実施に係る有効施策について（複数回答可）

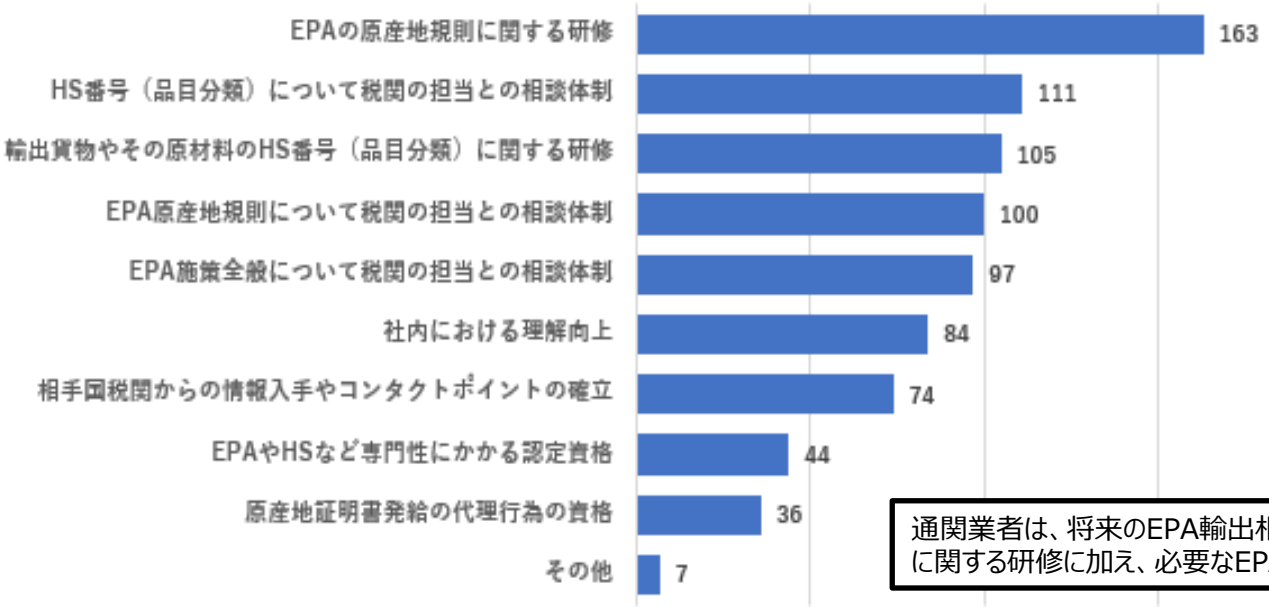

通関業者は、将来のEPA輸出相談業務の充実には、原産地規則、産品と原材料のHS番号に関する研修に加え、必要なEPA情報について相談できる税関側の相談体制整備を期待。

EPA特恵関税等に係るアドバイス　EPA関税認定アドバイザーの例

EPA関税認定アドバイザーによる、EPA特恵関税等に係るアドバイス（関税分類特定支援、事後確認支援、原産地判定支援等）の一例

関税減税額試算	• 輸出品の輸入国EPA税率適用可否 • EPA税率適用による減税額の試算
輸出部品 HS番号特定支援	• 輸出製品の構成部品のHS番号特定 • 対比表作成支援
事後確認（検認）	• 原産地判定根拠資料ファイリング・保管
事前教示利用支援	• 事前教示照会の商品説明書作成 • HS分類意見書作成
通関支援	• 相手国税関における通関・トラブル対応

EPA特恵関税等に係るリンク

輸出事業者の皆様、戦略的にEPAを活用していますか？

EPA活用パンフレットより
（EPA有識者勉強会作成）

	対象者	Contents
フェーズ１ ～認知～ まずはEPAを理解したい企業向け	経営者 経営部門 事業部長	・EPAの概要(動画) ・企業のメリット「関税率5%＝法人税率40%」（旭化成（株）田中雄作氏資料） ・企業のメリット「活用事例」（JETRO作成資料） ・EPA等交渉の現状
フェーズ２ ～準備～ 組織・仕組み等の検討を始める企業向け		・EPAプロセス概要 ・輸出手続き解説／輸入手続き解説 ・世界の関税率検索（ITC/WCO/WTO作成ツール（英語）） ・我が国の関税率検索 ・事後確認（検認）
フェーズ３ ～運用開始～ これから実務運用を始める企業向け	実務責任者 実務者	・品目分類解説／品目分類(HSコード)の調べ方（動画） ・我が国のHS事前教示事例検索／EPA相手国側事前教示 ・我が国のEPA税率一覧(ステージング表)／EPA相手国側譲許表 ・原産地規則の解説 ・EPA毎の品目別原産地規則(PSR)の検索 ・間違った運用リスク「検認と非違事例」

紙パンフレットをご覧の方は
QRコードよりアクセスし
項目（リンク）をクリックしてください

財務省関税局EPA有識者勉強会報告書（令和7年1月30日） https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa/epa.html

ご清聴ありがとうございました。